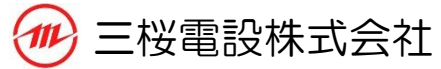


一般事業主行動計画



社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

計画期間：令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 5 年間

内 容

目標 1. 従業員全員の年次有給休暇取得の促進

対策

●令和 3 年 10 月から従業員にとっての特別な日（学校行事、家族の誕生日や結婚記念日
日等など）に休暇取得を呼びかける。

目標 2. 子ども・子育てに関する活動の支援

対策

●令和 3 年 10 月から子育て支援に関する活動の一環として、所定外労働の削減の為、
毎週水曜日を「NO 残業デー」と定め、働きやすい職場づくりを目指す。

目標 3. 従業員の育児参画促進

対策

●令和 3 年 10 月から従業員の育児参画促進の為、産前産後休業や育児休業、育児休業
給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育児休業を取得しや
すい職場づくりを目指す。